

神奈川県高校生等奨学給付金（国公立高等学校等 全日制・定時制・通信制）支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、高等学校等に在学する高校生等の保護者等が負担する授業料以外の教育に必要な経費に対し、奨学のための給付金を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

（1）高等学校等

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）のうち、次に掲げる高等学校等

ア 国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）の設置する高等学校等

イ 地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。以下同じ。）の設置する高等学校等

（2）高校生等

次の各号に掲げるいずれかの要件を満たす者。

ただし、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている者を除く。

ア 高校生等（新制度）（高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定。以下「補助金交付要綱」という。）別表1関係）

高等学校等（新制度）に在学する高校生等であって、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者

（ア） 法第3条に規定する就学支援金（新制度）の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の高等部に在学する者を除く。）

※ 日本国内に住所を有する者のうち、次の①～⑦のいずれかに該当する者

① 日本国籍を有する者

② 特別永住者

③ 永住者

④ 日本人の配偶者等

⑤ 永住者の配偶者等

⑥ 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者

⑦ 家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

(イ) 学び直し支援金（新制度）（※１）の補助要件を満たす者（※２）のうち、都道府県において対象と認められる者（特別支援学校の高等部に在学する者を除く。）

※１ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱第３条第１項各号の全てに該当する者（同条第２項の規定により同条第１項第３号以外の同項各号の全てに該当する者を含む。）であって別表１の区分２若しくは区分３に規定する者及び国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱第３条第１項各号の全てに該当する者であって別表１の区分１に規定する学び直し支援金をいう。

※２ 国籍・在留資格に関する要件は(ア)の就学支援金（新制度）と同じ。

イ 高校生等（旧制度）（補助金交付要綱別表２関係）

高等学校等（旧制度）に在学する高校生等であって、次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する者

※ 就学支援金（新制度）及び学び直し支援金（新制度）の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒（令和８年４月１日以降に入学する在留資格が留学である者を除く。）

(ア) 令和８年３月３１日以前から高等学校等（新制度）に在学する就学支援金（旧制度）の対象者

(イ) 令和８年３月３１日以前から就学支援金（旧制度）であれば対象となる高等学校等（新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む。）に在学する就学支援金（旧制度）の対象者

(ウ) 令和８年４月１日以降に入学する高校生等・新修学支援の対象者（就学支援金（旧制度）であれば対象となりうる者（在留資格が留学である者を除く。））

(エ) 学び直し支援金（旧制度）（※）の補助要件を満たす者のうち、都道府県において対象と認められる者（特別支援学校の高等部に在学する者を除く。）

※ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱第３条第１項各号の全てに該当する者（同条第２項の規定により同条第１項第３号以外の同項各号の全てに該当する者を含む。）であって別表１の区分２若しくは区分３に規定する者及び国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱第３条第１項各号

の全てに該当する者であって別表 1 の区分 2 若しくは区分 3 に規定する学
び直し支援金

(3) 保護者等

学校教育法第 16 条に規定する保護者その他の高校生等の就学に要する経費を負
担すべき者であり、次のとおりとする。

ア 高校生等に保護者（親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見
人）をいい、次の(ア)～(エ)を除く。）がいる場合は当該保護者とする。

(ア) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 2 第 1 項、第 33 条の 8 第
2 項又は第 47 条第 2 項の規定により親権を行う児童相談所長

(イ) 児童福祉法第 47 条第 1 項の規定により親権を行う児童福祉施設の長

(ウ) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 857 条の 2 第 2 項の規定により財産に関す
る権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人

(エ) (ア)～(ウ)に掲げる者のほか、高校生等がその就学に要する経費の負担を求
めることが困難であると認められる保護者

イ 高校生等に保護者がいない場合は、当該高校生等（当該高校生等が主として他
の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）とする。

ウ 在学中に高校生等が成人を迎えた場合については、家族構成等に変更がなく、
成年年齢に達する日以前の日において保護者であった者の収入により生計を維
持している実態に変更がない場合には、当該高校生等が在学中の間は、保護者
であった者を「他の者」（主たる生計維持者）とすることとし、保護者が 2 名
の場合は「他の者」も 2 名として取扱うこととする。

（支給を受けることができる世帯の資格）

第 3 条 高校生等奨学給付金（以下「奨学給付金」という。）の支給を受けることがで
きる世帯は、第 2 条第 2 号に定める高校生等がいる世帯であり、次の各号に掲げるア
～ウの全ての要件を満たす者。

(1) 高校生等（新制度）（補助金交付要綱別表 1 関係）

ア 神奈川県内に保護者等が住所を有する世帯

イ 7 月 1 日現在（第 5 条第 2 項の場合において、災害等が発生した日が 7 月 2 日
以降の場合にあっては、申請のあった月の翌月（災害等が発生した日が申請の
あった月の 1 日の場合は、申請のあった月）の 1 日現在）、次の各号のいずれ
かの要件を満たす場合

(ア) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による生業扶助が行わ
れている（外国人を含む）世帯（以下「生活保護受給世帯」という。）

(イ) 保護者等全員の道府県民税（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に
よる都民税を含む。以下同じ。）所得割及び市町村民税（同法の規定による
特別区民税を含む。以下同じ。）所得割が非課税である世帯（以下「住民税

非課税世帯」という。)

- (ウ) 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が 182,500 円未満である世帯（(イ)の世帯を除く。）ウ 7月1日現在（第5条第2項の場合において、災害等が発生した日が7月2日以降の場合にあつては、申請のあった月の翌月（災害等が発生した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月）の1日現在）、高等学校等に高校生等が在籍している世帯
- ただし、7月以降に入学することが定められている高等学校等の入学者は、当該入学時期の状況により判断する。また、7月1日現在、休学している高校生等は、当該年度の11月30日までに復学している場合に限り支給するものとする。

(2) 高校生等（旧制度）（補助金交付要綱別表2関係）

ア 神奈川県内に保護者等が住所を有する世帯

イ 7月1日現在（第5条第2項の場合において、災害等が発生した日が7月2日以降の場合にあつては、申請のあった月の翌月（災害等が発生した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月）の1日現在）、次の各号のいずれかの要件を満たす場合

(ア) 生活保護受給世帯

(イ) 住民税非課税世帯

ウ 7月1日現在（第5条第2項の場合において、災害等が発生した日が7月2日以降の場合にあつては、申請のあった月の翌月（災害等が発生した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月）の1日現在）、高等学校等に高校生等が在籍している世帯

ただし、7月以降に入学することが定められている高等学校等の入学者は、当該入学時期の状況により判断する。また、7月1日現在、休学している高校生等は、当該年度の11月30日までに復学している場合に限り支給するものとする。

(奨学給付金の支給)

第4条 神奈川県教育委員会は、毎年度、予算の範囲内において、前条に該当する世帯の保護者等に対して、次に掲げる授業料以外の教育に必要な経費に充てることを条件に、奨学給付金を支給する。

教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費、修学旅行費等

(奨学給付金の額)

第5条 奨学給付金の額は、次表の各号の世帯区分に応じた額とする。

(1) 高校生等（新制度）

世帯区分	全日制等	通信制
ア 生活保護受給世帯	32,300 円	32,300 円
イ 住民税非課税世帯 ※所得割合算額 0 円（非課税）	143,700 円	50,500 円
ウ 年収 270～380 万円相当の世帯 ※所得割合算額 100 円以上 105,500 円未満	47,900 円	16,830 円
エ 年収 380～490 万円相当の世帯 ※所得割合算額 105,500 円以上 182,500 円未満	35,930 円	12,630 円

(2) 高校生等（旧制度）

世帯区分	全日制等	通信制
ア 生活保護受給世帯	32,300 円	32,300 円
イ 住民税非課税世帯 ※所得割合算額 0 円（非課税）	143,700 円	50,500 円

- 2 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき 1 回に限り、第 1 項各号の金額に高校生等 1 人当たり次表の各号の世帯区分に応じた額を加算して支給する。

(1) 高校生等（新制度）

世帯区分	
ア 住民税非課税世帯 ※所得割合算額 0 円（非課税）	64,800 円
イ 年収 270～380 万円相当の世帯 ※所得割合算額 100 円以上 105,500 円未満	21,600 円
ウ 年収 380～490 万円相当の世帯 ※所得割合算額 105,500 円以上 182,500 円未満	16,200 円

(2) 高校生等（旧制度）

世帯区分	
ア 住民税非課税世帯 ※所得割合算額 0 円（非課税）	64,800 円

（支給の回数）

- 第 6 条 支給の回数は、一人の高校生等につき年 1 回、次の各号の区分に応じた回数を上限とする。

- (1) 全日制の高等学校等に通う高校生等 通算 3 回

ただし、第 2 条第 2 号ア(イ)に該当する場合は、この回数に加えて 1 回支給することができるものとする。

- (2) 定時制・通信制の高等学校等に通う高校生等 通算 4 回

ただし、第 2 条第 2 号イに該当する場合は、この回数に加えて最大で 2 回まで支給することができるものとする。

(奨学給付金の申請)

第 7 条 奨学給付金の支給を受けようとする世帯の保護者等は、電子申請（神奈川県電子申請システムを利用した申請）又は高校生等奨学給付金受給申請書（第 1 号様式）に、次の書類を添付して、原則として学校長を経由して神奈川県教育委員会に提出するものとする。

- (1) 生活保護受給世帯

ア 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（第 2 号様式）又は生業扶助の措置状況がわかる証明書

イ 奨学給付金の支給にあたり振込先として指定する金融機関口座が確認できる書類

ウ 高校生等の国籍・在留資格等が確認できる書類

- (2) 住民税非課税世帯・課税世帯

ア 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類

イ 奨学給付金の支給にあたり振込先として指定する金融機関口座が確認できる書類

ウ 高校生等の国籍・在留資格等が確認できる書類

- 2 前項に規定する添付書類のうち、就学支援金又は学び直し支援金の申請等と重複する書類は提出を省略することができるものとする。

(学校長の確認)

第 8 条 保護者等が行う前条第 1 項の申請には、7 月 1 日現在在学した学校に納付する授業料以外の納付金等（以下「納付金等」という。）に未済がないことについて、7 月 1 日現在在学した学校の長の確認を要するものとする。

(委任状)

第 9 条 前条において、納付金等に未済があるときは、保護者等は、奨学給付金を当該未済に充てることについて、学校長に委任するものとする。

- 2 前項に規定する委任をする場合にあっては、保護者等は、奨学給付金を学校長に支払うことについて、神奈川県教育委員会に委任するものとする。

(支給の認定)

第 10 条 神奈川県教育委員会は、第 7 条の申請を受理したときは、その内容を審査し、支給の認定又は不認定の決定をするものとする。

2 神奈川県教育委員会は、支給の認定を決定したときは、高校生等奨学給付金支給決定通知書（第 3 号様式）を、支給の不認定の決定をしたときは、高校生等奨学給付金不支給決定通知書（第 4 号様式）を、保護者等に通知するものとする。

(支給の方法)

第 11 条 神奈川県教育委員会は、前条第 1 項の規定により支給の認定を決定した保護者等に対して奨学給付金を支給するものとする。ただし、納付金等に未済があり、第 9 条に規定する委任があったときは、未済の額を上限として、奨学給付金を学校長に支給するものとする。

(支出負担行為の委任)

第 12 条 第 4 条の奨学給付金の支給について、7 月 1 日現在在学した学校が神奈川県立学校である場合は、神奈川県財務規則（昭和 29 年神奈川県規則第 5 号）第 19 条第 1 項第 9 号の規定により、7 月 1 日現在在学した神奈川県立学校の長に支出負担行為を委任するものとし、この要綱の規定中「神奈川県教育委員会」とあるのは「学校長」と読み替えるものとする。

(その他)

第 13 条 家計急変世帯への支援については、別紙 1 により取扱うものとする。

この要綱に定めるもののほか、奨学給付金の支給に関し必要な事項は、就学支援金及び学び直し支援金の取扱いに準じて行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 17 日から施行し、平成 26 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月19日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行し、令和5年7月21日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年2月2日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月22日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年6月19日から施行し、令和7年6月13日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年8月25日から施行し、令和8年7月1日から適用する。

家計急変世帯への支援について

1 概要

家計急変により保護者等の収入が減少した世帯に対して、高校生等奨学給付金の給付額に反映されるまでの間、家計急変世帯への支援として、高校生等奨学給付金の給付を行うことができるものとする。

2 対象世帯について

- (1) 家計急変による経済的理由から、補助金交付要綱別表 1 に定める高校生等（新制度）については同別表の世帯区分 2～4 に相当すると認められる世帯、及び補助金交付要綱別表 2 に定める高校生等（旧制度）については同別表の世帯区分 2 の世帯に相当すると認められる者を対象とする。
- (2) 生業扶助（高等学校等就学費）が行われている場合は、補助対象としない。高校生等本人の生業扶助（高等学校等就学費）が措置されていないことの確認は、誓約欄により行う。
- (3) 給付額及び家計の状況の確認

ア 7月1日以前に家計が急変し、12月15日（12月15日が県の休日（神奈川県
の休日を定める条例（平成元年神奈川県条例第12号）に規定する休日をいう。
以下同じ。）に当たるときは、その翌日）までに申請のあった者には、第5条
第1項各号（「ア生活保護世帯」を除く。）に定める単価を給付する。

イ 7月2日以降に家計が急変し、12月15日（12月15日が県の休日に当たるときは、その翌日）までに申請のあった者には、第5条第1項各号に定める単価に家計急変の発生した日の属する月の翌月（家計急変の発生した日が月の初日の場合は家計急変の発生した日の属する月。以下同じ。）から3月までの月数を乗じた額を12で除した額を給付する。

ウ ア・イいずれの場合も、原則として、申請時における最新の家計の状況を確認する。

エ 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき1回に限り、第5条第1項各号（「ア生活保護世帯」を除く。）の金額に高校生等1人当たり第5条第2項に定める金額を加算して支給する。

- (4) 給付額の算定において端数が生じた場合は、小数点以下を切捨てとする。

3 事務処理等について

上記のほか、事務処理等については通常の高中生等奨学給付金の取扱いと同様とする。

この場合、7月1日現在の状況によることとしているものについて、家計急変支援においては、原則として、家計急変の発生した日の属する月の翌月（家計急変の発生した日が月の初日の場合は当該月）の1日現在の状況によることとする。

なお、2(3)エの場合において、災害等が発生した日が7月2日以降の場合にあっては、申請のあった月の翌月（災害等が発生した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月）の1日現在の状況によることとする。